平成２２年（フ）第２０２号
岐阜県海津市海津町駒ケ江128番地
債務者　山下　政通
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一朗
4　破産債権の届出期間　平成23年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第５２６号
長崎県長崎市三原１丁目８番18―101号
債務者　倉田　好則
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　克成
4　破産債権の届出期間　平成23年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９８号
長崎県長崎市小ケ倉町１丁目569番地　道下アパート101号、旧住所奈良県生駒郡平群町大字信貴山2280番地の１
債務者　狩野　嘉一
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　迫　　光夫
4　破産債権の届出期間　平成23年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６４号
岩手県北上市常盤台４丁目７番17号
債務者　高橋　博之
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
4　破産債権の届出期間　平成23年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５０４号
千葉市美浜区新港４番地14　アクアウイング353―713号
債務者　赤田　圭吾
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　隆文
4　破産債権の届出期間　平成23年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５６０号
千葉市緑区あすみが丘３丁目29番地６　リブイン土気102号
債務者　後藤　弘志
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中由美子
4　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５８４号
千葉県船橋市前原西８丁目２番３―211号
債務者　小川和貴子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横溝　　昇
4　破産債権の届出期間　平成23年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７０８号
名古屋市南区元塩町３丁目12番地　アネックス元塩601号
債務者　郷原設備こと　郷原　浩司
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深津　　治
4　破産債権の届出期間　平成23年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８３２号
広島県東広島市黒瀬町津江129番地１
債務者　沖　　玉枝
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋田智佳子
4　破産債権の届出期間　平成23年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５１４号
北海道亀田郡七飯町本町４丁目17番23号
債務者　山口　　潤
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５９８号
函館市西旭岡町１丁目32番地13
債務者　藤島　大輔
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５２７号
長崎県長崎市三原１丁目８番18―101号
債務者　倉田佐百合
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６８２号
埼玉県春日部市内牧5061番地１　ウェルコート春日部406号
債務者　秋池　　剛
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６９６号
埼玉県春日部市下柳1077番地４
債務者　林　　明
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７４１号
埼玉県三郷市早稲田６丁目19番地18　豊田テラスハウス105
債務者　千葉　道子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係